

入札契約適正化

改正指針が閣議決定

「地域維持型JV」など盛る

政府は9日の閣議で、公共工事入札契約適正化法に基づく入札契約適正化指針の改正を決定した。災害対応などの地域維持事業を担う地域建設

業の疲弊や、建設市場の縮小に伴うダンピング受注の激化などを踏まえ、改正指針には地域維持事業への「包括発注」や「地域維持型JV」と呼ぶ新たな契約方式の導入や、予定価格の事後公表の徹底などを盛り込んだ。

国土交通省は閣議決定を受け、8月末に改正指針の内容を官報告示するとともに、国や地方の行政機関などに改正指針に基づき取り組み強化を要請する。

入札契約適正化指針の改正は06年3月以来5年ぶり。改正指針には、国土交通の有識者会議「建設産業戦略会議」が6月にまとめた提言「建設産業の再生と発展のための方策2011」の内容を反映させたほか、07年3月の官製談合防止法や09年

6月の独占禁止法の改正、前原誠司元国土交通大臣が10年3月に打ち出した入札契約制度のさらなる改善策などを踏まえた項目も盛り込んでいる。

改正指針で新たに加わった主な項目は、▽「地域維持事業」(災害対応、除雪、インフラの維持管理など)の担い手確保が困難となる恐れがある場合の新たな契約方式の導入(包括発注、地域維持型JV)▽受発注者双方の負担軽減のため入札参加

者を段階的に審査して落札者を決める方式の活用▽予定価格の設定時に設計金額からの歩切りを行わない▽予定価格、低入札価格調査基準価格、最低制限価格の事後公表▽不正防止強化策として、入札職員に外部から不当な働き掛けがあった場合の「記録・報告・公表の仕組み」の導入▽調査基準価格の見直しと、調査基準価格を下回った場合の価格による失格基準の導入によるダンピング対

策の強化▽暴力団排除条項の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報などとなっている。

国土交通省は、改正指針の内容に沿って必要な措置を講じるよう、財務省との連名で各府庁や特殊法人に、総務省との連名で地方自治体に対してそれぞれ要請文書を送付する。

8/12